

令和5年1月20日

## 総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和5年1月20日（金曜日）午前10時58分～午前11時12分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

- (1) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市立筒井小学校校舎等改築工事)
- (2) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事)
- (3) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事)
- (4) 変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市立西中学校屋内運動場改築工事)

### ○出席委員

委員長	澁谷 洋子	委員	渡部 伸広
副委員長	長谷川 章悦	委員	里村 誠悦
委員	奈良 祥孝	委員	奈良岡 隆
委員	村川 みどり		

### ○欠席委員

委員 大矢 保

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館山 新	選挙管理委員会事務局長	山谷 直大
総務部理事	佐藤 芳之	監査委員事務局長	太田 綾子
企画部長	織田 知裕	総務部次長	工藤 拓実
企画部理事	奥崎 文昭	浪岡振興部次長	小笠原 聡
税務部長	川村 敬貴	総務課長	竹内 巧
会計管理者	柿崎 哲男	関係課長等	

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村 結衣	議事調査課主査	柿崎 良輔
議事調査課主事	笹 雄貴		

**○澁谷洋子委員長** それでは、ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、大矢保委員及び三浦大延浪岡振興部長が欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「変更契約の締結及び専決処分の予定について」から「変更契約の締結及び専決処分の予定について」までの計4件については関連がありますので、一括で報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）変更契約の締結及び専決処分の予定について御説明申し上げます。

令和3年第2回定例会において御議決をいただきました青森市立筒井小学校校舎等改築工事、青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事及び青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事並びに令和4年第2回定例会において御議決いただきました青森市立西中学校屋内運動場改築工事の4件につきまして、契約の変更が必要となる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分によりそれぞれ変更契約を締結しようとするものであります。

初めに、青森市立筒井小学校校舎等改築に係る3件の工事につきまして、変更内容が同様でありますことから、まとめて御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」であります。国におきましては、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、工事請負契約にインフレスライド条項を適用し、国直轄の公共工事について、新労務単価に基づいて請負代金額の変更を行うこととしたところであります。

インフレスライド条項とは、青森市工事請負契約標準約款第25条第6項に基づき、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、発注者または受注者は、請負代金額の変更を請求することができるものであり、本市におきましても、国に準じた労務単価の引上げ等を踏まえ、相手方から、それぞれ、請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、増額変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、②の特例措置適用後の金額24億7710万1000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が26億5844万7000円となり、増額分は1億8134万6000円、当初の契約金額と比べますと7.41%の増額となります。

続きまして、資料2を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事につきましては、「3 変更予定額」のとおり、②の特例措置適用後の金額2億3287万円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が2億3471万8000円となり、増額分は184万8000円、当初の契約金額と比べますと1.37%の増額となります。

次に、資料3を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事につきましては、「3 変更予定額」のとおり、②の特例措置適用後の金額2億6257万円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が2億6708万円となり、増額分は451万円、当初の契約金額と比べますと1.99%の増額となります。

続きまして、青森市立西中学校屋内運動場改築工事について御説明いたします。  
資料4を御覧ください。

「2 変更内容」であります。令和4年4月1日以降から適用する新労務単価の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市におきましても令和4年4月8日付で特例措置を実施することとしております。

特例措置とは、令和4年3月1日以降に契約を締結した工事で、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更することができる措置であり、本工事は、旧労務単価を適用した工事でありますことから、このたび、相手方から請負代金額の変更協議の請求があり、協議の結果、増額変更を行おうとするものです。

次に、契約金額の変更につきまして御説明いたします。

資料の「3 変更予定額」のとおり、①の当初金額7億8100万円に対し、②の変更後金額が7億8399万2000円となり、増額分は299万2000円、率にして0.38%の増額となります。

変更内容及び変更予定額につきましては以上となりますが、これら4件の工事とも、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております。変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、2月中に、市長の専決処分により変更契約の締結を行う予定としており、令和5年第1回定例会において当該専決処分について報告することとしております。

なお、本件につきましては、学校施設を所管する教育委員会事務局においても文教経済常任委員協議会で報告することとしております。

説明は以上となります。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** 契約の変更については、私はちょっと詳しくないので教えてほしいんですけども。今回の場合、国土交通省の通知によって新労務単価にしないということ、いずれも相手方からの申出によって変更するという事なんですか。相手方からの申出がなければやらないということなんですか。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

今、村川委員からお話があったとおり、相手方から請求というか協議があった際

に、その協議をした上で決定するものですがけれども、いわゆる積算上、自分たちでやっていける——インフレスライド条項とか、特例措置というのは、国から通知は来ておりますけれども、その通知に従って、その工事を請け負っている会社が、その金額でできる、もしくは、これだとできないというようなところを判断していただいた上で、協議を持ちかけてくるというような形になります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** では、協議の持ちかけがなければ、そのままいくということですよ。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** そのとおりです。

**○澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** また、委員の皆さんからは御意見等はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** すみません、2点です。

昨日の地元紙に、国保の算定方法の見直しの件が載っていたんですけれども、言える範囲でいいんですけれども、その辺のことをちょっと教えてください。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○川村敬貴税務部長** ただいま村川委員から御質疑のありました件につきましては、条例の改正に係るものでありますので、来月の当常任委員協議会で提案の理由等を御説明する予定とさせていただいておりますけれども、中身としては、国において、国保の運営指針というものが策定されまして、それを受けて、各都道府県で、都道府県の国保運営指針があります。その中で、青森県としては、令和7年度までに、青森県下40市町村の国保税もしくは国保料の算定方式を、まず、統一するという方針がありまして、その流れの中で、本市として対応したものであります。

具体的には、基礎分、それから介護納付金分、後期高齢者支援金分と3つの区分でありまして、それぞれ、所得割ですとか、均等割ですとか、平等割、中には資産割というのもありますけれども、そのうち、所得割・均等割・平等割の3つの方式で算定することを、まず、県下で統一しましょうというふうな県の方針に基づいて行ったものであります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 今回は46歳から60歳までの介護納付金分を見直しするというふうになっていたんですけれども、その基礎分とか後期高齢者支援金分の見直しはされないのでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 課税方式の見直しでありますので、基礎分と後期高齢者支援金分については、既に3方式でありまして、介護納付金分について、2方式だったものを3方式にする。

ただし、私どもとしては、財政状況が厳しくて税率をアップするというふうなものではないので、現状、増税にならないように配慮したつもりであります。

詳しくは、次の委員会で説明させていただきたいと考えておりました。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、市のホームページについてちょっとお尋ねします。

一般論でいいんですけれども、ホームページの中に記載されていることだとか、資料だとかに、例えば、間違いがあった場合、どういう対応をするんでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 企画部長。

**○織田知裕企画部長** 様々なケースがあるので、こういうものはありませんけれども、その判明した事実に基づいて、そのページを担当している担当課で修正する作業をして、修正していくという流れになろうかと思えます。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 間違いと判断した場合は、適切に修正するという認識でよろしいですか。

**○澁谷洋子委員長** 企画部長。

**○織田知裕企画部長** 間違いの中身にもよるんでしょうけれども、誤った内容をそのままにしておくのは、普通、よくないことですので、それは、直すのが普通なんだろうと思えます。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 分かりました。誤った内容をそのままにしておくのは適切でないという企画部の見解だということが分かりました。

その中で、今現在、市のホームページの中に載っている資料が間違っているところがあるので、ぜひ、適切に対応していただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** 他に御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

( 会 議 終 了 )